不利益処分に係る処分基準

処	分の名称	公共下水道等占用許可の取り消し
根拠条例·規則等名		さいたま市下水道条例、さいたま市下水道条例施行規則
条項		条例第30条 規則第22条
所	管部課	建設局 北部建設事務所 下水道管理課
		(電話:048-646-3248)
171	당 다 水	建設局 南部建設事務所 下水道管理課
	T	(電話:048-840-6248)
	基 準 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	【未設定】 占用許可の決定と同様、事案ごとに占用許可の取り消しを総合的に判断するため、具体的な基準をあらかじめ設定することは困難である。
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
	備 考	